令和８年（フ）第１９３号
長野県安曇野市三郷小倉2335番地
債務者　中田　忠幸
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅川　清実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第４１９号
岐阜県関市迫間台２丁目10番10号
債務者　藤吉　真年
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　義孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１２２号
栃木県佐野市浅沼町５番地１　セントラルマンション203号
債務者　永井　宏典
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋元　一輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第２２８４号
愛知県あま市小路２丁目２番地10　クレール今井103号
債務者　髙橋　港一
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日比野穂高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２６６号
神奈川県茅ヶ崎市甘沼587番地５　メゾンドルーチェ203
債務者　石部　順一
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　和孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３５７号
和歌山県海南市且来146番地４
債務者　井口　雄太
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺尾　隼人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年２月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７８９号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津１丁目９番２号　カローレ岡垣Ⅰ　205
債務者　河津　和俊
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８０９号
北九州市八幡西区野面２丁目10番24号、前住所北九州市八幡西区西鳴水２丁目３番１－811号
債務者　若竹　智子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３２０号
函館市中島町６番２－302号
債務者　工藤　弘美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３６７号
北海道上磯郡知内町字元町243番地
債務者　伊藤　千春
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３７８号
函館市湯浜町７番25号　湯浜ＡＰ２号　右号室
債務者　大西　篤也
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３７９号
函館市湯浜町７番25号　湯浜ＡＰ２号　右号室
債務者　大西　美春
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４０２号
函館市亀田港町１番５号
債務者　濱坂　若菜
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４０４号
函館市亀田本町67番48号
債務者　川村　金五
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４０７号
函館市東川町18番２－101号　であえーる大森浜団地　Ｂ棟
債務者　木村　俊介
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４１１号
北海道北斗市中野通１丁目７番24号　リージャストマンション中野通り203号室
債務者　佐藤　　功
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１８３号
山形市大字下槙沢371番地
債務者　遠藤　國高
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
山形地方裁判所民事部